

生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の認定及び「固定資産税の特例」について

- 甲府市内に事業所を有する中小企業等が、「先端設備等導入計画」を策定し、甲府市の認定を受けて先端設備等を導入する場合、一定の要件を満たすと

新規取得設備に係る固定資産税(償却資産)の課税標準が3年間ゼロとなります。

国の各種補助金の優先採択等の対象となります。

・甲府市認定基準 概略

甲府市内全域、全ての業種を対象に、労働生産性について年率3%以上の向上を目標とする計画で、計画期間は3年間、4年間、5年間のいずれかとするものが認定の対象となります。

また、認定を受けられる中小企業者の規模は、中小企業等経営強化法第2条第1項に定める範囲です。

なお、必ず「経営革新等支援機関」の事前確認が必要で、設備取得は「先端設備等導入計画」を甲府市が認定した後となりますのでご注意ください。(裏面の手順フローや提出書類もご確認ください。)

その他詳しい要件等は、HPをご確認いただくか甲府市商工課へお問い合わせください。

・固定資産税の特例について

地方税法附則第15条第47項に定める中小企業者は、甲府市の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、要件を満たす設備を新規取得した場合、固定資産税(償却資産)の課税標準が3年間ゼロとなります。

本特例が受けられる設備は、一定期間内に販売されたもの(中古資産を除く)で、旧モデルと比較して年平均1%以上、指標が向上するものです。また、これら要件について工業会等からの証明書が必要です。なお、設備の種類等は下記表のとおりです。

対象設備	最低価格および販売開始時機
機械装置	160万円以上、販売開始10年以内
測定工具・検査工具	30万円以上、販売開始5年以内
器具備品	30万円以上、販売開始6年以内
建物付属設備	60万円以上、販売開始14年以内

・国の各種補助金の優先採択等について

次の補助金は、本市が固定資産の特例率をゼロとしたことで、優先採択等の対象となります。

- ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金
- 小規模事業者持続化補助金(持続化補助金)
- 戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン補助金)
- サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT補助金)

・本制度に関する甲府市ホームページ

甲府市ホーム > 産業・ビジネス > 経営支援 >

生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の認定申請受付について

<http://www.city.kofu.yamanashi.jp/shoko/business/tokubetsu-sochi.html>



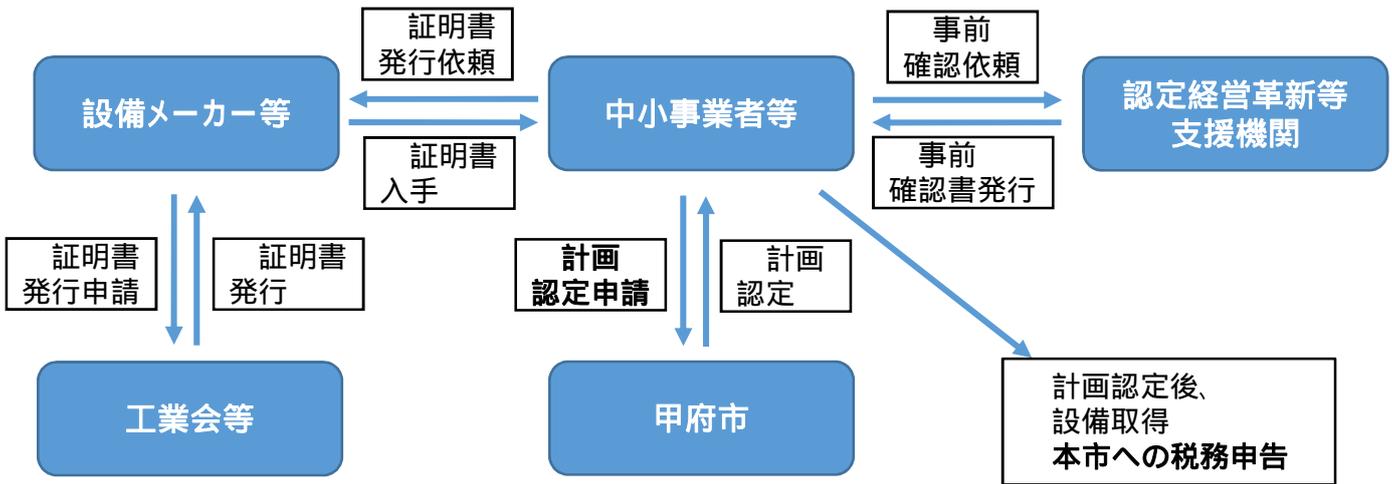
お問い合わせ

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 8階 甲府市産業部 観光商工室 商工課 商工業係

電話055-237-5695

[裏面もご覧ください](#)

• 計画の認定及び固定資産税の特例手続きフロー



所有権移転リースの場合など、上記手続きフローと異なる場合もございます。詳しくはお問い合わせください。

• 計画認定時の提出書類(上記フロー)について

先端設備等導入計画の認定には、次の書類の提出が必要となります。なお、各書類は表面記載の甲府市HPよりダウンロード可能です。

必要書類	備考
認定申請用チェックシート	
先端設備等導入に係る認定申請書(様式第三)	別紙 先端設備等導入計画書を含む
先端設備等導入計画に関する確認書(認定支援機関確認書)	
申請者の市税納税証明書(未納の無い証明) 申請申し込み月に取得したもの	甲府市役所本庁舎市民税課または各窓口センターにて取得ください。
返信用封筒(申請者の住所、氏名が記載され、切手(申請書類と同程度の重量物を送付可能な金額)を添付したもの)	

固定資産税の特例を受ける場合には、次の書類の準備もお願いします。

(所有権移転外リース(リース会社が固定資産税を納付する場合)の場合は、別途必要書類がございます。詳しくはお問い合わせください。)

必要書類	備考
工業会証明書の写し	
先端設備等に係る誓約書	工業会証明書が間に合わない場合、認定後に証明書写しと一緒に提出

なお、計画の認定後に、内容について変更がある場合には、必要書類を提出のうえ、変更認定を受けなければなりません。

必要書類	備考
変更に係る認定申請書	
変更後の先端設備等に係る誓約書	